時事新報

第千三百八十號
明治十九年九月十四日　火曜日
舊丙戌八月十七日（丁丑）
日出午前五時四十二分　日入午後六時八分
月出午後六時四十二分　月入午前六時零四分
滿潮午前六時十七分　滿潮午後六時三十三分
（西暦一千八百八十六年）

大坂出張所移轉社告

當時事新報社大坂出張所の儀是迄同府東區高麗橋通五丁目卅四番地に設置有之候處近來同出張所事務追々多端に相成り家屋の狹隘と感じ候に付今般同府東區高麗橋通二丁目三十三番地に移轉仕候

東京市中の看客へ社告

當社時事新報豫約御購讀被成下候に付ては右代價の義も總て前金に申請くべき筈に御座候處當社の不行屆より東京市中に限り是迄は兎角後金に相成り勝ちにて爲めに當社計算上の混雜は申す迄もなく定めて購讀者諸君の御手許に於ても御不都合ありしならんと恐縮の至りに奉存候就ては自今成る可き丈け注意仕り時事新報代價は乾度前金に申請け右前金相切れ候前には必ず當社より時事新報代價受取人と伺候致させ次回の前金御拂入れを請求仕るべく候間其節右受取人へ引續き時事新報を御送附申上候事の要否如何を御沙汰被成下度候

時事新報

北海道の出稼ぎは果して最上の利益あるか

都會と田舍と比較すれば田舍の方、諸色下直にして活計容易なる可き筈あるに人民の屈強なる者は兎角田舍に安んぜずして都會に集るは何ぞや田舍に土地廣くして野にも山にも稼ぎの場所はあれども其稼に由て生じたる物を賣るに苦しみ無理に之を賣らんとすれば其價非常に下直にして骨折に報るに足らず何ほど稼ぎても粗衣粗食の外あらざれば遂に奮發して出稼ぎを企ることとなり扨都會に出れば衣食住の物都て高直にして田舍に較れば幾倍の價あれども買ふ物が高直なれば賣る物も亦高直あるが故に等しく貧乏ながらも其日の暮し向は田舍よりも幾分か上等にして田舍の麥飯に易るに米の飯を以てし濁酒の代りに清酒を呑むが如きは都會の功德と云はざるを得ず又田舍の貧乏人が田舍に居て身代を作り出すこと甚だ難く都會に出でたる者とても生涯貧乏なる者は多しと雖ども無一錢の身分より出世して遂に富豪の家を起したるの例は都鄙何れに多きやと尋れば固より都會に多しと答へざるを得ず今その然る所以の理由を吟味すれば都會の地には物を消費する者多きが故なり、消費者多きがために物を作りて之を賣るに易く又隨て其直段も高きが故なり、之を要するに都會は都て富豪の人の住居する所にして全体の空氣豐なれば貧乏人も自然に其空氣に温められて活計にも易く身代を作るにも手掛り多きが故ならん

是れと同じ道理にて新に製造所を設けて物を製するにも又は土地を開墾し又は漁獵の業を起すにも其製造したる品物と賣捌く可き地方の遠近、運輸の便不便、又其地方の人の貧富卽ち購買力の如何を豫算するを最も切要なりとし物産のために市を測量するとは卽ち是なり例へば仙臺の海濱には春期鯛の漁獵甚だ盛なれ共鯛魚を仙臺の市中に給して餘るが故に價、土の如くにして漁夫の勞力を償ふに足らざること多しと云ふ又或る地方の農學者が西洋流に倣ふて蔬菜を栽培し大に成實を得たれども田舍の市にて買ふ者甚だ少なくして遂に之を腐敗せしめたることあり又去年或る縣廳の下にて例の節儉勉强の旨を從ひ貧民に說諭して頻りに草鞋を作らしめけるに律儀なる小前の者共は御說諭の通りに毎日その製作品を持込み忽ち何十萬足の山を爲して賣捌の道なきのみか草鞋貯藏のため特別に納屋を建築するの要用に迫らるゝなど說諭者も始めて大に當惑したることありと云ふ畢竟この種の不都合は何れより生ずるやと尋れば物産に市を得ざるの缺典に由りて然るものなりと答へざるを得ず

以上陳る所の理由果して是なりとして之を事實に徵しても相違なきに於ては我輩は爰に日本國中有爲の壯年輩のために謀りて其考案に供す可き利害得失の論あり卽ち北海道出稼ぎの事にして其事果して最上の利益にして疑なきものか少しく思慮せざる可らず該道は千里無人の沃野にして開墾に利益ある可きは勿論四面の海濱は漁獵の盛なるは天下無比と稱す內地にて人口稠密群集の中に苦しまんよりも身輕に北海道に出掛けて渡世の道を求む可しとは我輩の宿論にして今日にても此論旨を變ずるに非ず北地の出稼ぎは內地の坐困に優ること萬々なりと雖ども近時世界中に交通の便利を增したるは文明の劇變とも云ふ可き勢にして外國に往來するも內地を旅行するも難易の別なきのみか汽船に乘て太平海を渡るは帆前船にて瀨戸內を上下するよりも易きほどの次第なるが故に此點より觀れば北海道の出稼ぎも其利益或は亞米利加地方の出稼ぎに劣ることはなきやと疑を生ぜざるを得ず北米カリフォルニヤ州を始として英領コロンビヤ及びカナダの諸方には近年ますます新地を開發して農業の盛大を致し地面廣くして人口少なく隨て勞力の價甚だ廉ならず苟も是等の地方に行く者は資本あれば土地を買ひ無錢なれば勞役に服し三五年の辛抱にて富を致すこと甚だ易しと云ふ蓋し地質の豐饒にして地價の廉なるは我北海道も亞米利加も同樣なる可しと雖ども亞米利加に限りて特に利益の厚きは第一彼の國商法の組織整頓して其農産物の賣捌に苦しむことなきが故ならん第二彼の國の社會は都て殷富にして購買の力逞しく何ほどの品物を供給するも其需要に餘ることなきが故ならん之に反して北海道の農漁の事情を察するに兩樣共に收穫は甚だ多きよしなれども我國商法の不整頓なる仮令へ收穫の貨物あるも或は商人に資本乏しきがために其物を運輸するに苦しみ或は無理に運轉せんとして却て實力ある外國人のために永く利益を占めらるゝ等の憂なきにあらず又或は利益の薄きにも拘はらず唯まそ〳〵農漁を勸めて産物を增殖せんも忽ち荷支あるものに逢ふて販賣の道閉塞せることある可し該道の或る農業社にて小豆を作り七百石を收穫したり陸路馬背にて海岸まで出し船に積んで之を大坂の市上に送付けたるに品物の性質最上なるを以て容易に賣捌たれども此七百石を增して七千石又七萬石にもあらば大坂市上小豆の相場は忽ち大に下落して農業社は時に或は小豆を抱て當惑するの難澁ある可しと云ふ小豆にして斯の如し麥も又然らん芋も亦然らん又海産物の鮭鯡の如きも內地人民の購買力に乏しきが爲に今日にても時として荷支を生じて價の下落することあり迚も之を增して十倍と爲し二十倍と爲すの見込は立つべからざることあらん卽ち我北海道の産物は日本の商法の尙未だ整頓せざるがため又日本國人の尙未だ殷富ならざるがために今日尙未だ適當の市を得ざるものなり産物は市を得ざれば收穫の貨物も多きも其利益は則ち少なし生活を求る者の身に取りては篤と勘辨す可き場合あり左れば我輩は敢て北海道の出稼移住を止る者に非ず人々樣々の事情もあることなれば或は大に保護などを受けて特に北門に熱心するが如きも智者の一說なれども心身屈強にして差向き錢を得ること多からんことを欲し又永久立身の謀を爲さん者は北海道を斷念して文明殷富の國土に出稼ぎを企てんこと敢て我輩の勸告する所なり試にへ布哇島の移住人を見よ該島は本來殷富の國とも名け難き孤島なれども文明富人の支配する所と爲りて商工上の萬事整頓するが故に移住の日本人も唯勞役して怠らざれば快く衣食しゝる其上に多少の貯金をも爲したるに非ずや北米其他の地方には幾多の布哇島ありて啻に農業のみならず鉄道敷設の工事も忙はしく諸製造所の手業も多し此邊に往て立身の謀を爲すは內地にて田舍者が都會に出でゝ仕事を求るよりも易し何となれば其周圍の殷富は我都會の比に非ずして貧寒出身の者が其殷富の溫を引くこと速なる可ければなり或は貧寒にあらずして多少の資本ある者は之を携へて行て土地を買ふも可ならん又は商店を張て日本品を賣り又は日本移住人の周旋する等何れも隨分利益あることあらん日本にて有志有爲と稱せらるゝ商人等が近來我經濟の紊亂不景氣のために窘められ一年五分內外の利益を目的として公債證書諸株券等を買ひ以て坐食の謀と爲すが如きは我輩の取らざる所なれば序ながら此流の人に向ても外國行を勸告するものなり

官報

○大藏省訓令第四十三號　廳府縣

傭員俸給支給方ノ儀ハ判任官ト權衡ヲ失ハサル樣適宜之ヲ定メ當省ヘ屆出ヘシ

明治十九年九月十三日　大藏大臣伯爵松方正義

○東京府告示第八十三號

芝區役所本日同區愛宕町三丁目六番地ヘ移轉ス

明治十九年九月十三日　東京府知事　高崎五六

○北海道土地拂下規則施行手續　北海道廳は去月二十日北海道土地拂下規則施行手續ヲ左ノ如ク定メタリ

第一條　規則第三條ニ據リ土地貸下ヲ願出ル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル方法書（書式第二號）及土地ノ略圖ヲ願書（書式第一號）ニ添ヘ差出スヘシ　第一（耕宅地）素地名稱坪數縱橫間數及其所在國郡町村番地又ハ字、樹木ノ有無其樹木アルトキハ平均十坪中ノ種類目通周尺株數、事業ノ目的、貸下ノ期限、風除薪炭用又ハ風致等ノ爲メ存置スヘキ木立地ノ坪數、貸下期限間每年成功ノ程度、建物建設期限　第二（海產乾場）素地名稱坪數縱橫間數及其所在國郡町村番地又ハ字、樹木ノ有無其樹木アルトキハ平均十坪中ノ種類目通周尺株數、事業ノ目的、貸下及成功ノ期限、風除又ハ魚付等ノ爲存置スヘキ木立地ノ坪數、事業ニ要スル建物建設期限、漁具若クハ海藻採收具ノ種類員數及實地營業着手ノ期限　第三（牧場）素地名稱坪數縱橫間數及其所在國郡町村番地又ハ字、樹木ノ有無其樹木アルトキハ平均十坪中ノ種類目通周尺株數、事業ノ目的、貸下及成功ノ期限、風除又ハ放牧等ノ爲存置スヘキ木立地ノ坪數、牧場柵圍間數及事業ニ要スル建物建設期限、牧草播種ノ期限及其坪數、牧畜ノ種類頭數及每年繁殖ノ割合○第二條　規則第四條ニ據リ貸下期限ノ標準ヲ定ムル左ノ如シ　（耕地）十萬坪以下　十年以內　六萬坪以下　八年以內　三萬坪以下　六年以內　六千坪以下　四年以內　（宅地）　三年以內　海產乾場　三年以內　（牧場）十年以內○第三條　貸下期限ハ上半年間（一月ヨリ六月マテ）ニ於テ許可シタルモノハ其年七月ヨリ起算シ下半年間（七月ヨリ十二月マテ）ニ於テ許可シタルモノハ翌年一月ヨリ起算スルモノトス但許可ノトキヨリ事業ニ着手スルコトヲ得○第四條　耕宅地ハ貸下期限中滿一年每ニ其事業ノ功程ヲ翌月三十日限郡區役所ヘ屆出點檢ヲ受クヘシ○第五條　貸下全地成功シタルトキハ貸下ヶ拂下クルコトアル
トキハ其土地ヲ賣
ヘシ○第七條　規
ムル場合ニ於テハ
除キ其土地ヲ上納
ニ據リ地券ヲ下付
リ樹木代價ヲ徵收
數ニ照シ相當價格
ムヘシ○第九條　規
シムル場合ニ於テ
取除キ費用調書差
十條　規則第九條
讓渡サントスル場
照準シ方法書（書式
號）ニ添ヘ差出ス
積ヲ詳記シ且既墾
○第十一條　規則
ル者アル場合ニ於
特別ノ手續ヲ定ム
該當スルモノハ此
（書式第五號）及圖
部分ハ其成績ヲ詳
朱記スヘシ　事業
ニ非功程ヲ翌月三
ケ海產乾場牧場ハ
其他避クヘカラサ
セザルトキハ其事
未タ成功ニ至ラス
ハ本條第一項ニ準
揮ヲ請フヘシ　當
地ヲ買戻ス場合ニ
ニ引渡スヘシ○第
人若クハ代人其所
ルモ指令下付ニ由
第十四條　土地貸
該當スル者其土地
トキハ該部內ニ居
ル一切ノ事ヲ處辨
長役場ヘ屆出スヘ

○軍艦發着　筑紫艦
へ着艦せり

●流行地外虎列剌

流行地　月
京都府　內丹後國新患十一人　九月十
大坂府　內四區西成郡ニ新患
神奈川縣　內橫濱區ニ新患九人　同
兵庫縣　內神戸區ニ新患四人　同
新潟縣　同
埼玉縣　同
千葉縣　同
茨城縣　同
山梨縣　同
長野縣　同
秋田縣　同
福井縣　同
石川縣　同
富山縣　同
島根縣　同
岡山縣　同
廣島縣　同
山口縣　同
和歌山縣　同
愛媛縣　同
西部支廳　同
小計新患千三十七人　九月十
長野縣　同
青森縣　同
富山縣　同
山口縣　同
小計新患二百八十
合計　新患千三百二

○流行地外虎列剌
人新患死亡十五人」
一人」愛知縣去る七日
縣去る九日新患五人
人新患死亡六人」岐
新患死亡八人」福
四人」岩手縣去る九日